

平成21年7月21日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

- 調査事件 3 入札制度について P 1
- 調査事件 4 学校給食センターの現状と課題について P 6

総務課総務グループ・学校教育グループ

調査事件 3 入札制度について

1 契約の方法 (地方自治法第234条)

地方自治体が売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合、その契約の方法は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りの方法により締結するものとする。

① 一般競争入札

公告をもって不特定多数の者を誘引して申込みをさせる方法により競争させ、その申込みのうちから最も有利な条件をもって申し込んだ者と契約を締結する、いわゆる契約の相手方を決定する原則的方法である。このため競争参加者を広く一般に求めるべきであるが、落札者となった者が資力・信用等があるか、契約の内容に適合した履行を確保できるか等の問題があり、公平性を失わない限度において参加資格を定める必要がある。(地方自治法施行令第167条の4から第167条の10まで)

※ 特定の地域の業者を対象とした「地域限定型」もある。

◎入札について公告する事項(契約事務規則第8条)

- ・入札に付する事項
- ・入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- ・契約書案その他入札に必要な書類を示す日時及び場所
- ・入札保証金に関する事項
- ・入札の日時及び場所
- ・その他入札に関し必要と認める事項
- ・無資格者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする旨の記載

② 指名競争入札 (法施行令第167条)

資力、信用その他について適当と認められる特定多数の競争参加者を選び、競争をさせて最も有利な条件で申し込みをした者を契約の相手方として決定する方法である。指名(法施行令第167条の11から第167条の13まで)により資力、信用等の確実の者を一方的に特定して競争させるため、契約の履行の確保は容易であるが、しかし、指名が一部の者に固定し、談合行為等により競争の効果を失う場合もある。

※ 一般の指名競争入札の他に「公募型」、「工事希望型」もある。

◎入札参加者指名選考委員会への付議(契約事務規則第38条)

- ・1件の予定価格(消費税を除く)が200万円以上の工事、製造若しくは修繕の請負契約
- ・1件の予定価格(消費税を除く)が130万円以上の物品購入、その他の契約
- ・契約担当課長(総務課長)が必要と認めたとき

③ 随意契約 (法施行令第167条の2)

契約の相手方を選定するのに競争ではなく、任意に特定の者を選んでする契約の方法で、契約自由の原則により締結する契約の原型に一番近いものといえる。このため、資力・信用等のある経験に富んだ相手を選定することができる。

しかし、この方法が無制限に認められると均衡・公平な契約制度に反することにもなることから一定の要件のもとで認められる特例である。

◎法施行令第167条の2第1項第1号の場合

(売買、貸借、請負その他の契約で、契約の種類に応じて町の規則で定める額を超えないもの)

※ 随意契約の限度額(契約事務規則第42条)

・工事又は製造の請負	130 万円以下
・財産の買入れ	80 万円以下
・物件の借入れ	40 万円以下
・財産の売払い	30 万円以下
・物件の貸付け	30 万円以下
・上記以外のもの	50 万円以下

◎随意契約ができる場合で契約事務規則に定めるもの以外の場合

(随意契約事務取扱規程)

(1)法施行令第167条の2第1項第2号の場合

(不動産の買入れ又は借入れなどその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないもの)

- ◇不動産を買入れ又は借入れるとき
- ◇設計を委託するとき
- ◇自動車等を買入れるとき
- ◇物品の運送又は保管をさせるとき
- ◇不用財産の処分又は貸付けをするとき
- ◇業者が事業着手後に放棄した工事等を他の業者に継続して施工させるとき
- ◇施設の管理、庁舎等の警備、保育所等の賄いを継続して委託をするとき
- ◇簡易な工事を関係住民に共同請負をさせるとき

(2)法施行令第167条の2第1項第5号の場合

(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)

- ◇天災地変その他緊急事態のため、競争入札の方法では契約できないとき

(3)法施行令第167条の2第1項第6号の場合

(競争入札に付することが不利と認められるとき)

- ◇予定価格が200万円未満の測量、調査、工事、製造の請負をさせるとき
- ◇予定価格が130万円未満の物件を買入れるとき
- ◇予定賃貸料の年額又は総額が80万円未満の物品を借り入れるとき

(4)法施行令第167条の2第1項第7号の場合

(時価に比して著しく有利な価格で契約できるとき)

- ◇契約の相手方が町の必要とする物件を多量に所有し、又は町の施工する工事で使用する材料を工事現場付近に多量に所有するため、他者より有利な価格で契約発注できるとき
- ◇特殊な機械等を有する業者に、時価より有利な価格で発注できるとき
- ◇現に契約履行中の工事等に直接関連する契約を他社に履行させることが著しく不利であるとき

(5)その他特に町長が必要と認めるとき

④ せり売り (法施行令第167条の3)

動産の売払い

2 平成21年度 土木・建築等入札参加者指名選考

1. 土木関係

A クラス	一般・補助、複雑で高額な町単独事業 5社 (株)石岡組、(株)杉沢組、中塚建設(株)、福島工業(株)、安岡建設工業(株)
B クラス	一般補助、町単独事業で5,000千円未満の工事 2社 開洋建設(株)、(有)創拓建設

① 格付けは、前年度までの実績等を勘案して従前どおりA、Bクラスに区分する。
② 5,000千円未満の工事発注については、基本的にはBクラス2社の指名とするが、補助事業、複雑な工事等はAクラスの指名も行う。
③ 発注工事の5,000千円は、設計金額の本体工事費とする。(消費税を含まない)
④ 共同企業体への発注については、50,000千円以上1億円までの工事は経常建設共同企業体とする。
⑤ 1億円以上の工事は特定建設工事共同企業体とする。

2. 建築関係

A クラス	一般・補助、複雑で高額な町単独事業 6社 (有)インテリア小笠原、(株)金澤建設、(有)北村建設、(有)小鹿建設 (有)古谷建設、(有)松岡建業
B クラス	一般補助、町単独事業で10,000千円未満の工事 4社 柏崎工務店、澤田建設、土門建設、村井建設

① 格付けは、従前どおりA、Bクラスに区分し、平成21年度経審の総合評点が500点以上の法人組織の業者をAクラスとする。
② 共同企業体への発注については、50,000千円以上1億円までの工事は経常建設共同企業体とする。
③ 1億円以上の工事は特定建設工事共同企業体とする。

3. とび・土工関係

① 5,000千円未満の解体工事については、次の5社を指名する。 開洋建設(株)、(有)創拓建設、(株)金澤建設、(有)北村建設、(有)小鹿建設
② 5,000千円以上の場合は、上記5社に土木Aランクの5社を加える。

4. 町内電気・板金・塗装関係

電気工事 …… (有)花田電気、福島電工(10,000千円未満の発注とし、超える場合には選考委員会で検討することとする。)
板金工事 …… 村田金属工業、村上板金工業所
塗装工事 …… 常磐井塗装店、シントソウ

5. 水道工事 6社

中塚建設(株)、福島工業(株)、(株)金澤建設、丸協土建(株)、(株)石岡組、安岡建設工業(株)
--

6. その他

① 予定価格公表については、入札に付する(200万円以上税抜き)工事、業務委託(130万円以上税抜き)とし、物品購入や見積合わせでは公表はしない。
② 下請け選定通知書を提出させる時は、元請と下請の契約写しを添付させる。

3 入札結果一覧

◆平成21年3月23日から7月13日までの入札分

執行 年月日	工事(業務)名	工期及び 納期	落札業者名	予定価格 (税込み円) A	落札金額 (税込み円) B	落札率 B÷A	
3月23日	その他林道日向線災害復旧工事	H21.8.10	安岡建設工業(株)	21,388,500	20,475,000	95.73%	
	吉野人見坂船揚場改修工事	H21.7.31	中塚建設(株)	6,352,500	5,985,000	94.21%	
	館崎阿部宅裏船揚場改修工事	H21.7.31	開洋建設(株)	4,042,500	3,832,500	94.81%	
	日向富士宅裏船揚場改修工事	H21.6.30	(有)創拓建設	2,278,500	2,173,500	95.39%	
	日向会館横船揚場改修工事	H21.6.30	(有)創拓建設	2,278,500	2,131,500	93.55%	
	水洗化意向調査及び生活排水 処理基本計画策定業務委託	H21.12.6	(株)ド－コン	4,894,050	4,357,500	89.04%	
	横綱記念館管理委託業務	H22.3.31	太平ビルサービス(株) 函館営業所	3,496,500	3,129,000	89.49%	
	温泉健康保養センター警備保安 及び清掃等業務委託	H22.3.31	(有)加納企画	13,975,500	13,833,750	98.99%	
	役場庁舎・健康管理センター総合 管理委託業務	H22.3.31	太平ビルサービス(株) 函館営業所	12,652,500	12,600,000	99.59%	
4月17日	森林公園整備工事	H21.6.30	開洋建設(株)	1,995,000	1,921,500	96.32%	
	普通河川寺の沢川清掃工事	H21.6.15	(有)創拓建設	4,956,000	4,672,500	94.28%	
	美山団地建具改修工事	H21.6.30	村井建設	5,192,250	5,134,500	98.89%	
	丸山団地建具改修工事	H21.6.30	澤田建設	5,292,000	5,182,800	97.94%	
	町道館古団地3号線改修工事	H21.7.31	(株)杉沢組	13,597,500	12,915,000	94.98%	
	町道宮歌2・3号線改修工事	H21.7.31	福島工業(株)	16,233,000	15,540,000	95.73%	
	町道福島小学校線舗装等工事	H21.7.16	安岡建設工業(株)	5,292,000	5,029,500	95.04%	
	町道宮歌2・3号線配水管取替工事	H21.6.30	福島工業(株)	5,351,850	5,092,500	95.15%	
	出張専用車輛(ハイブリット車)	H21.6.15	(株)ホンダクリオ	2,150,400	1,995,000	92.77%	
	総合体育館陸屋根防水工事	H21.7.31	函館東興(株)	7,990,500	7,665,000	95.93%	
	作業道兵舞NO.1線外3路線測量 設計委託業務	H21.6.30	北海道農林土木 コンサルタント(株)	2,263,800	2,142,000	94.62%	
	吉岡荷捌所施設建設工事実施設計 委託業務	H21.6.30	(株)澄建築設計事務所	2,465,400	2,226,000	90.29%	
	町道豊浜2号線舗装等工事	H21.6.15	(株)ガイアートTK北海道支店	1,029,000	976,500	94.90%	
	新緑公園グラウンド及び広場植生 管理委託業務	H21.12.18	(株)広正園	3,043,950	2,940,000	96.59%	
4月20日	丸山団地町 営住宅建設 工事の内	建築主体工事	H21.12.25	北村・小笠原・土門特定 建設共同企業体	129,139,500	127,050,000	98.38%
		電気設備工事	H21.12.25	(有)花田電気	10,657,500	10,290,000	96.55%
		機械設備工事	H21.12.25	(株)金澤建設	21,976,500	21,682,500	98.66%
		外構工事	H21.12.25	(株)杉沢組	3,528,000	3,307,500	93.75%
	火葬場建設 工事の内	建築主体工事	H21.12.25	金澤・古谷経常建設 共同企業体	64,596,000	64,050,000	99.15%
		電気設備工事	H21.12.25	花田電工	6,982,500	6,720,000	96.24%
		機械設備工事	H21.12.25	(株)金澤建設	6,363,000	6,247,500	98.18%
		外構工事	H21.12.25	福島工業(株)	8,053,500	7,665,000	95.18%
	町有建物解体工事	H21.8.31	(株)杉沢組	6,835,500	6,562,500	96.01%	
	福祉センター給配水管等改修工事	H21.8.14	中塚建設(株)	16,180,500	15,855,000	97.99%	
5月27日	総合体育館便器改修工事	H21.7.31	澤田建設	2,038,050	1,995,000	97.89%	
	福島中学校暖房設備改修工事	H21.8.31	(株)金澤建設	16,968,000	16,747,500	98.70%	
	日向地区配水管取替工事 その1工事	H21.9.30	安岡建設工業(株)	10,629,150	10,290,000	96.81%	
	日向地区配水管取替工事 その2工事	H21.9.30	中塚建設(株)	9,875,250	9,450,000	95.69%	
	礼髭橋橋梁整備工事	H21.11.30	(株)石岡組	8,484,000	8,085,000	95.30%	
6月30日	白符テレビ中継局民放地上 デジタル放送施設整備工事	H22.2.28	(株)エヌエイチケイアイ テック北海道支社	84,945,000	80,850,000	95.18%	
	福島町地域省エネルギー ビジョン策定等事業調査委託	H22.2.28	(株)ド－コン	5,670,000	5,145,000	90.74%	
7月13日	吉岡荷捌所 施設建設工 事の内	建築主体工事	H21.12.10	小鹿・松岡経常建設 共同企業体	46,819,500	45,727,500	97.67%
		電気設備工事	H21.12.10	花田電工	4,306,050	4,105,500	95.34%
		機械設備工事	H21.12.10	丸協土建(株)	3,150,000	2,887,500	91.67%
合	計	(43件)		615,409,200	596,663,550	96.95%	

4 今後の課題等について

◎入札での総合評価方式の導入検討について

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど価格に加えて価格以外の要素(工事目的物、効率性、安全性、環境への配慮等)を含めて総合的に評価する新しい落札方式です。

国は総合評価方式の導入を進めるため、平成20年3月の『公共工事の品質確保に関する関係省庁連絡会議』では、「地方自治体における毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表のを促進する」としています。

しかし、総合評価方式の導入に当っては、評価方法等で十分に検討する必要がありますので、今後は、広域4町での契約担当者会議を開催しての検討会を計画しております。

総合評価方式の必要性とメリット

必要性

平成17年4月に施行された品確法「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の目的に従い、より安全で質の高い社会資本整備を進めていくために、国及び地方公共団体は、価格及び品質が総合的に優れた契約により、公共工事の品質を確保しなければならない責務を有している。

メリット

- ① 公共工事自体の品質の向上が図れる
 - ・価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。
 - ・品質の向上は結果として、維持経費等(ランニングコスト)の削減につながる。
- ② ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が図れる
 - ・必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。
- ③ 建設業者の技術力向上が図れる
 - ・技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。
- ④ 談合防止に一定の効果が期待できる
 - ・価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。
- ⑤ 透明性の向上・納税者への信頼確保
 - ・総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の向上が図れ、納税者への信頼確保につながる。
- ⑥ 周辺住民や利用者の迷惑を減らすことができる
 - ・想定される問題を事前に把握することができる。騒音の低減、周辺環境や町並みと景観の調和なども評価項目になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことが可能となります。
- ⑦ 指名競争入札での総合評価方式は可能です
 - ・おもな手続きがこれまでの指名競争入札と同じ。
 - ・指名競争入札における最低制限価格でのくじ引きがなくなる。(運だけの落札が無くなる)
 - ・優良企業の受注機会が拡大され、優良企業の倒産を防止できる。

調査事件 4 学校給食センターの現状と課題について

1. 学校給食センターの現状について

(1) 施設の状況

学校給食センターは、昭和42年に設置され昭和55年に現施設（449.4 m²）へと増改築され最大給食能力 2,500 食で12人の職員と2台の配送車で運営されておりましたが、既に28年が経過し、施設の老朽化と併せて学校給食をとりまく環境も大きく変化しております。

昭和55年当時の小中学校の児童生徒数は 1,922 人（9校）でしたが、現在の児童生徒数は4校で330人となっており、教職員や幼稚園などを加えた給食数は403人分となっております。 【資料1】参照

施設や設備においては、経年によりこれまでボイラーやボイラー配管の取替え、浄化槽のろ過材入替えやポンプ修理、食器洗浄器や消毒保管庫、ベルトコンベアーの更新、屋根の塗装等、様々な補修、修繕を衛生と安全に配慮しながら施設の維持に努めてきております。

(2) 食材の調達と給食費

給食費は、平成12年に改定して以来現在まで9年間小学生で月額 3,600 円、中学生で 4,300～4,400 円を維持してきております。

しかし、昨年のガソリン等石油製品の急騰からアメリカをはじめとする小麦や大豆の輸出国において生産農家が代替燃料となるバイオエタノール生産のためのトウモロコシへと作付け転換したことにより、様々な食糧や家畜飼料の高騰につながっております。

このことによりパンや牛乳の価格が引上げられ、給食に占める副食材料費が圧迫されていることから、年間約190回の給食回数の中で献立による食材の工夫をしながら対応している状況にあります。昨年から今年度にかけて主食の価格が著しく上昇していることから、今後の対応について教育委員会議及び学校給食センター運営委員会において対応について検討してまいります。

パンの価格推移

(単位：円)

区分	H12	H14	H16	H18	H20	H21	H12との差額
幼稚園 (50g)	34.02	34.59	34.87	37.72	44.03	49.46	15.44 45%
小学生 (60g)	37.89	38.47	38.79	39.39	46.31	52.50	14.61 38%
中学生 (80g)	43.39	44.05	44.43	45.09	53.29	61.10	17.71 40%

※H20年度から道産小麦に切り替え

米飯の価格推移

(単位：円)

区 分	H 1 2	H 1 4	H 1 6	H 1 8	H 2 0	H 2 1	H12との差額
幼稚園 (70g)	47.11	47.26	48.86	46.63	48.24	50.67	3.56 7%
小学生 (80g)	50.04	50.19	52.01	49.15	51.04	53.59	3.55 7%
中学生 (110g)	65.16	65.34	67.83	63.62	65.69	68.82	3.66 5%

※H 1 4年度から道産自主流通米 (1等米) ~ 品種 ななつぼし

牛乳の価格推移

(単位：円)

区 分	H 1 2	H 1 4	H 1 6	H 1 8	H 2 0	H 2 1	H12との差額
幼稚園 (200CC)	53.30	53.30	53.00	53.00	58.00	58.00	4.70 8%
小中学生 (200CC)	33.39	32.54	32.03	32.64	34.51	37.20	3.81 11%

※小中学生については、学校給食牛乳供給事業による補助分控除後の額である。

(3) 食の安全と地産地消の取組み

食を取り巻く環境は、安全性への関心の高まりと共に社会問題化するほど話題となる事件が多く発生しております。

狂牛病 (BSE) や原材料・原産地偽装、賞味期限の改ざん、残留農薬などはその主なものでありますが、逆に無農薬や有機栽培、ファーストフードに対してのスローフードが食の安全面からクローズアップされたりもしているところがあります。

このことから、全国的に輸入食材を敬遠して国産品を求める傾向が一気に加速し学校給食においても国内産や道産品への志向が高まりを見せております。

しかし、中国での食品への安全性を高める取組みも進みつつあり、最近の経済不況の中では再び安い食材へと消費動向がシフトされてきているとも伝えられております。

平成17年に制定された食育基本法に基づく「食育推進基本計画」では、子供にとって地域の産業や自然への理解と生産者の努力、食への感謝が地産地消の推進に有効であるとしており、学校給食における地場産物の割合を平成22年度までに30%以上を目指す計画としております。

これに対し北海道のほか13県においては、平成19年度で既に30%以上となっており、当町においても米、牛乳、パンは学校給食会を通じて100%道産品となっており、副食材料の野菜や肉、魚もその多くは北海道産で占められております。

一方、町内における地産地消については、地場産の野菜を中心にこれまでの取組みをさらに進めるべく少しずつではありますが、その取扱量を増やしてきているところでもあります。

地場産食材の使用状況

(単位：kg、円)

区分 食材	H18年度		H19年度		H20年度	
	使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
ジャガイモ	102	8	149	10	318	23
生しいたけ			12	15		
千切り昆布	23枚	4				
昆布	30	34	30	35	30	31
長ネギ	116	23	69	14	85	17
ニンジン	40	4	52	5	146	16
ナス			4	1	5	1
トマト	5	1	8	2	8	2
いちご			48パック	14	40パック	12
計	293	74	324	96	592	102

※使用量の計は、千切り昆布、いちごを除いた重量を表示しています。

(4) 給食生ごみの堆肥化

ごみの分別による資源化とともに排出量を減らす減量化は、環境への負荷を減らしていく大きな対策の一つであり、野菜くずや残食などの給食ごみを処分場へ出すのではなく、農家が堆肥として利用することでごみの減量化を進めております。

しかし、堆肥として利用している農家は狭小な耕作地の中での営農にとどまっており、加えて児童生徒の減少に伴い給食生ごみの量も漸次減って行くものととらえておりますが、今後も取組みを進めてまいります。

給食生ごみの堆肥利用

区分	給食ごみ排出量	ごみ処分単価	ごみ処分費削減額
平成18年度	2,619kg	47円/kg	123,093円
平成19年度	3,162kg	47円/kg	148,614円
平成20年度	2,004kg	47円/kg	94,188円

2. 学校給食センターの課題について

(1) 学校給食センターの建設について

学校給食センターは、建設から28年を経過し施設の老朽や衛生の管理のうえからも建替えによる施設整備が必要と考えております。

これからの児童生徒数の推移や「学校給食衛生基準」による食の安全を確保するための衛生対策の導入など財源を含めて、以下の検討項目を整理しながら建設計画の立案に向け検討を進めてまいります。

主要な検討項目

- ① 学校給食施設整備事業（国庫補助）の中では、「ドライシステムにより新增築する事業」及び「炊飯給食施設を新增築する事業」の検討
- ② 建設面積については、現在の基本的な調理用件を満たしさらに炊飯機能を追加することやドライシステム導入に伴う空調システム、エリアごとの衛生設備、車庫併設の要否の検討など導入設備から求められる施設規模の検討
- ③ 学校ごとの生徒数の推移などからより効率的な建設位置、配置計画の検討

今後の給食数の推移

資料1. 児童・生徒数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
小学1年	29	25	29	29	17	18	12	16	16	16
小学2年	27	29	25	29	29	17	18	12	16	16
小学3年	44	27	29	25	29	29	17	18	12	16
小学4年	28	44	27	29	25	29	29	17	18	12
小学5年	46	28	44	27	29	25	29	29	17	18
小学6年	35	46	28	44	27	29	25	29	29	17
小学生計	209	199	182	183	156	147	130	121	108	95
中学1年	42	35	46	28	44	27	29	25	29	29
中学2年	32	42	35	46	28	44	27	29	25	29
中学3年	47	32	42	35	46	28	44	27	29	25
中学生計	121	109	123	109	118	99	100	81	83	83
生徒数合計	330	308	305	292	274	246	230	202	191	178

教職員数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
福島小学校	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
福島中学校	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
吉岡小学校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
吉岡中学校	12									
教職員合計	47	35	35	35	35	35	35	35	35	35

その他(給食センター、幼稚園ほか)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
給食センター等	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
幼稚園教諭	3	3	3	3	3					
幼稚園児	14	14	14	14	14					
その他合計	26	26	26	26	26	9	9	9	9	9

給食総数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
生徒数合計	330	308	305	292	274	246	230	202	191	178
教職員合計	47	35	35	35	35	35	35	35	35	35
その他合計	26	26	26	26	26	9	9	9	9	9
給食総数	403	369	366	353	335	290	274	246	235	222

※ 平成28年以降の新人学者数は、直前3ヵ年の平均により求めた。